附　則

（建設専門官の設置期間の特例）

第十六条　第百三十六条の建設専門官のうち三十人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百三十六条の建設専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち十四人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

3　第百三十六条の建設専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち二人は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

4　第百三十六条の建設専門官（前四項に規定するものを除く。）のうち三人は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（削る）

（事業対策官の設置期間の特例）

第十七条の三　第百四十五条の事業対策官のうち一人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百四十五条の事業対策官（前項に規定するものを除く。）のうち一人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（削る）

（地域防災調整官の設置期間の特例）

第十七条の四　第百四十五条の三の地域防災調整官のうち一人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

第二十条　削除

（広島西部山系砂防事務所の設置期間の特例）

第二十一条　中国地方整備局広島西部山系砂防事務所は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

第二十四条　削除

別表第六（第十一条、第百三十条及び第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	位置	管轄区域	所掌事務
東北地方整備局	青森河川国道事務所	青森市	（略）	（略）
			一般国道百三号	改築工事
			（略）	（略）

附　則

（建設専門官の設置期間の特例）

第十六条　第百三十六条の建設専門官のうち七人は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百三十六条の建設専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち三十人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

3　第百三十六条の建設専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち八人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

4　第百三十六条の建設専門官（前四項に規定するものを除く。）のうち一人は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

5　第百三十六条の建設専門官（前五項に規定するものを除く。）のうち三人は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（事業対策官の設置期間の特例）

第十七条の三　第百四十五条の事業対策官のうち一人は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百四十五条の事業対策官（前項に規定するものを除く。）のうち一人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

3　第百四十五条の事業対策官（前二項に規定するものを除く。）のうち一人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（地域防災調整官の設置期間の特例）

第十七条の四　第百四十五条の三の地域防災調整官のうち三人は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所の設置期間の特例）

第二十条　中国地方整備局高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（広島西部山系砂防事務所の設置期間の特例）

第二十一条　中国地方整備局広島西部山系砂防事務所は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（肱川緊急治水対策河川事務所の設置期間の特例）

第二十四条　四国地方整備局肱川緊急治水対策河川事務所は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第六（第十一条、第百三十条及び第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	位置	管轄区域	所掌事務
東北地方整備局	青森河川国道事務所	青森市	（略）	（略）
			一般国道百三号	改築工事
			一般国道二百七十九号	災害復旧工事
			（略）	（略）